

京都市訓令甲第 2 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年7月31日

京都市長 松 井 孝 治

別表第2地域自治推進室長の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業の参加店舗に対する京都市デジタル地域ポイントに相当する金銭の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年8月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)